

# I 女性活躍と地方創生

---

## 第1章

# 男女共同参画の新たなステージ 性別役割分担意識の解消を地方自治体から考える

鹿嶋 敬

### 1 ゴールは男女共同参画社会の形成

国の男女共同参画行政のアクションプランである男女共同参画基本計画の策定には第1次から第4次計画まで携わる機会を得たが、一部の地方自治体からも男女共同参画や女性活躍推進関連の委員、会長等を委嘱され、この10年間、計画の策定などに携わってきた。男女共同参画は地方に根を下ろしてこそ、本物だと言うことができるが、残念ながらここ十数年は予算がない、周囲の理解がない、知恵もない等々、地方の男女共同参画は私流に言うなら冬の時代を生きてきた。男女共同参画社会基本法が施行(1999年)になったころは、男女共同参画課というように独立した部署名を誇っていた自治体も、いつの間にか他の部や課に合併吸収されたりして、一見して男女共同参画を担当しているようには見えないケースもある。

そんな冬の時代が今、ようやく過ぎ去り、やや春めいてきているという実感がある。それは、女性の活躍推進が国の政策の中で主流化してきたからにほかならない。女性の活躍推進を担当する部署からは、予算が増えたという声も聞こえてくる。予算の増額分は、女性活躍推進関連であることは言うまでもないが、女性活躍推進とともに男女共同参画が復権を果たしつつあるとすれば、それでよしとしなければならないというのが、現実主義者の私の考

え方だ。

むろん、新たな問題も浮上している。男女共同参画の呼称が課名、係名から女性活躍推進に変わった自治体が出ていること、男女共同参画関連部署の企画は女性の起業関連が多くなり、人権問題など男女共同参画全体をカバーする内容、運営になっていないこと。これらはいずれも私の講演の参加者から聞いた話だが、男女共同参画と女性活躍推進の位置づけをどう考えるのかは重要な課題であることをまず指摘しておきたい。

詳細は拙著『男女平等は進化したか 男女共同参画基本計画の策定、施策の監視から』（新曜社、2017年）に詳しいので参照していただきたいが、ざっくりとえば、両者は親子のような関係にある。

女性活躍推進法（2016年施行）は、同法は「男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国・地方公共団体及び事業主の責務を明らかに……」（第1条）したもののなのだ。

親にあたる男女共同参画社会基本法の基本理念（具体的には同法第3条から7条）は何かと言えば、同法の原典とも言うべき男女共同参画ビジョン（1996年公表）が冒頭でこう喝破する。「男女共同参画——それは、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成を目指すものである」。そうであれば女性活躍推進法も「人権尊重」という“親”の基本理念を受け継がなければならない。言葉を変えれば、政府がそれを展開するのは社会政策ということになるが、現状の女性活躍推進政策は経済政策である。

安倍総理は『文藝春秋』2014年9月号に寄せた「経済成長こそ私の政権の最重要課題です——安倍晋三アベノミクス第二章起動宣言」で、「保守政治家の安倍晋三が『女性が輝く社会』という違和感を持つ方がいらっしやるかもしれませんが、従来のように社会政策としてではなく、私は経済政策の重要な柱の1つと位置付けています」と書いている。その背景には労働力不足が懸念される中、女性も労働市場に出て働き手としての一翼を担ってほしいという強い思いなどがあるのだろう。

そうした中、女性活躍推進は政策の上位に位置づけられ、主流化が進んでいる。一部の女性たちからは、「どうせ私たちへの期待は、労働力不足の解消だから」という声も漏れ聞こえてくる。政府の思惑はどうかであれ、女性の活躍推進が主流化することは望ましいが、別の問題も出てきた。女性活躍推進と男女共同参画の位置づけの問題である。

「男女共同参画はやめて、女性活躍推進に取り込んだら」「男女共同参画は日本語としてもこなれていないから」。こうした声を無責任な言いがかりとして片づけては、いつまでたっても男女共同参画の理解は進まない。このような主張にどう対応するか。その参考に、1997年の国連経済社会理事会の定義を引用しよう。同定義によると、ジェンダーの主流化とはすべての分野の法律、政策プログラムを含む行動計画が女性、男性に及ぼす影響を評価する「過程」だということだ。要するにプロセスで、その先には当然、ゴールがある。国連経済社会理事会は「最終目標は、ジェンダー平等を達成することである」とする。

北欧諸国のケースを見ても、ゴールとプロセスの明確な分けがある。例えばノルウェーでは2001年からジェンダー予算の取組みがスタートする。当初、ジェンダー予算の実践に関しては、各府省に対して経済効果に焦点を当てた説明が有効だったという。ジェンダー予算が「社会に存在する多様な才能・能力を活用する一助となって、経済成長効果をもたらす」という理屈で、そのあたりは日本と似ている。だが、経済的効果の強調はあくまでジェンダー平等を進める上での便法であり、それにこだわり過ぎてジェンダー平等社会の形成という大きな政策目標を立てる上での方向性は見失ってはいけない、という趣旨のことも報告書で述べている（「北欧諸国における立法過程や予算策定過程等への男女共同参画視点の導入状況等に関する調査」内閣府、2011年）。

これを日本の現状に置き換えれば、女性活躍推進の主流化はあくまでプロセスであり、ゴールは男女共同参画社会の形成ということになる。むしろ女性活躍推進だけを主流化してもゴールには至らない。国の第4次男女共同参

画基本計画には女性の活躍推進（「第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」）も含め、全部で12分野の施策が並ぶ。それらが主流化することで、男女共同参画社会の形成というゴールに到達する。その意味では、目標達成のため超えなければならないハードルは高いが、プロセスとゴールは取り違えないでほしい。

## 2 男女共同参画「型」社会に遡ってみると

基本的な整理を終えた後は、地方に男女共同参画は根付くのかという問題を検証したい。手掛かりとするキーワードは、固定的性別役割分担意識である。第4次男女共同参画基本計画が強調したものは何かと言えば、男性中心型労働慣行の変革と、それに伴う固定的性別役割分担の解消である（第4次男女共同参画基本計画の策定にあたり、計画策定専門調査会会長を務めた）。前者は長時間労働の是正がポイントで、この四半世紀、政府や審議会等でお題目のように唱えられてきたが、後者も同様で古くて新しい難問という表現がふさわしい。その軌跡を1990年代に後戻りしながら、地方を舞台に再考してみよう。

1994年と言えば、まだ男女共同参画社会基本法は施行になっていない。施行はその5年後だが、この年、カイロで世界人口会議が、翌年の95年には北京で国連が主催する世界女性会議が開催されるなど、世界的に女性の地位向上の動きが急だった。日本では女子差別撤廃条約を批准して10年近くが経過し、当時は男女共同参画に「型」という言葉を付けた男女共同参画型社会という言葉が知られるようになっていた。

そんな1994年6月に三重県の四日市市に男女共同参画型社会に向けての懇話会が立ち上がり、以後、1995年3月まで計10回の会合を重ねて「21世紀に向けての四日市市女性政策プラン」をまとめた。懇話会結成のきっかけは、93年に市役所に女性課が誕生したこと。女性課の仕事を通し、明確になった課題が7点あったという（以下、同市役所発行の「声を綴った……21世紀に

むけての四日市市女性政策プラン－懇話会報告」1995年、に基づく)。

「仕事と育児を支える条件整備」「男女平等教育のすすめ」「審議会等への女性の登用」「女性のための施設整備」「相談体制づくり」「更年期女性への配慮」「単身女性等への不利益の排除」。

これらは基本的には行政への要求で、例えば「相談体制づくり」は女性課ができてから離婚相談、男女問題、家庭問題等が増えたという。その理由として上げているのは、相談員が常に常駐している、福祉部から市民部女性課に移行し受け付ける範囲が拡大した、自分らしく生きたいと思う女性たちの行動の現れ等だ。今後は市役所内の各課との連携を図る、相談員の専門性を高めることなどが課題だとしている。

「審議会等への女性の登用」は男女の平等な就労は市役所内から、と市に対して「女性職員の職域拡大と管理職への登用を」とか「職場での教育・訓練を男女同じに」等の要求を突き付けているのがこの政策プランの特色だ。市役所で働く男女の意識調査結果も掲載しているが、1990年半ばの時代性を感じさせるものである。男性職員が女性職員に対して感じていることを挙げると。

- ・(女性は)何もできなくせに主張するのは本末転倒だ
- ・気が強いのもよいが、女性であることを意識し、朝くらいは職員全員にお茶くらい配ってもバチはあたらないと思う
- ・女性の役付き職員を増やしたければ、出産休暇など女性特有の条件を男女同じにすべきである。1年も休んでいて言うだけ言うのは勝手だ
- ・仕事に対する責任感を持つべきだ
- ・家事・育児を優先する考え方を改めなければ、女性は男性と同等に仕事をしていくのは難しい
- ・市役所の職員同士の結婚は、女性は退職させるべき。共働き夫婦は廃止
- ・当職場に、女性は不必要

このような声を拾いながら、まずは市役所内からの男女平等を目指した女性政策プランは、「男女共同参画型社会の実現にむけて」と題して、大きく2つのメッセージを発している。

①女性たちは悩んでいる。自分らしく生きていない。自立したいと願っている

②「男は仕事」「女は家庭」という固定的な役割分担意識が壁になる

四日市市の名誉のために付け加えておけば、現在は女性部長も輩出しているし、男女共同参画センターも積極的な活動を展開している。そんな四日市市も、今から四半世紀近く前の市の男性職員の意識は、今、読み返すと吹き出したくなるくらい女性差別意識に溢れている（同市に限らず、当時の男性の意識は似たようなものだった）。そうした中、ここに掲げた女性政策プランの策定には市の女性職員もかかわり、完成品は市が発行している。そこまでやれたのは、市役所内に女性課ができたことが一役買っているようだ。女性課を通して世の中を変えたいという女性たちが集い、女性政策プランをまとめたのだ。

当時は男女雇用機会均等法の施行、女子差別撤廃条約の批准等の時代の後押しもあって、男女平等社会の形成は大きな社会的課題だった。それは意識調査の結果にも表れている。例えば1995年に旧総理府がまとめた「男女共同参画に関する世論調査」結果をのぞいてみよう。「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」人は26.8%、対して「同感しない」が48.0%と否定派が多数を占め、女性だけに限れば同感派は22.3%、年代別では20代から40代女性の同感派は1割台だった。

### 3 時代の掛け声と、女性が考える「自立」の中身とのギャップ

時代は女性の自立を模索し始めていたのである。だが、当時の女性すべてが、問題意識が旺盛だったとは思えない。男女共同参画型社会の形成に関心を寄せる女性たちは、そうした意識が鮮明な人たちだったのだろう。時代と

しては女性の自立の掛け声が高まりを見せ、だからこそ四日市市の女性政策プランも、多分、女性委員は問題意識が旺盛だったろうし、男性委員も議論を重ねるにつれ啓発され、「女性たちは悩んでいる。自分らしく生きていない。自立したいと願っている」という結論に至ったのだと思う（懇話会メンバーの内訳は女性5人、男性3人）。

では、当時、盛んに言われた「女性の自立」とは何なのか。その手掛かりとして、東京都生活文化局が1992年に公表した「女性の自立に関する研究」をひもといてみる。

東京都は、女性関係施策について協議する審議会、東京都女性問題協議会の提言に基づいて1988年度から男女平等の社会的風土作りに必要な女性問題に関する調査・研究に取り組んでいた。「女性の自立に関する研究」もその一環で、袖井孝子お茶の水女子大学教授（当時）らが中心になって報告書をまとめた。

この研究は東京都在住の女性を対象に調査を行い、女性が自立をどのように捉えているかを中心にまとめたものである。袖井らは自立を「自己の決定に基づいて行動し、それに対して責任を負うこと。そうした行動の結果から満足感が得られ、自己の下した決定に自信が得られること」と定義し、キーワードに簡略化すれば自己決定、自己責任、自己充足、自尊だとした。

まず、男性の自立にとって「非常に重要」と女性半数以上が回答した項目を回答率が高いものから順に列挙すると、次のようになる。

- ・ 8割台の支持を集めた項目 「職業に従事する」
- ・ 7割台の支持を集めた項目 「家族を経済的に支える」「信念をもっている」「自活ができる」「自分の考えが表現できる」「生き方を自分で選択できる」「自分の考えで行動できる」
- ・ 5割台の支持を集めた項目 「相手の立場を尊重する」「やりたいことをやりとげる」「政治に関心を持つ」「他人と協議できる」

15の選択肢のうち、男性については11項目までが半数以上の女性から「女性の自立にとって非常に重要」とみなされている。それに達しなかった、残

り4項目は次のようなものだ。

- ・ 4割台の支持を集めた項目 「家庭を守る」
- ・ 3割台の支持を集めた項目 「身の回りのことが自分でできる」
- ・ 1割台の支持しか集まらなかった項目 「家事ができる」「育児ができる」

次に半数以上の女性が、女性の自立にとって非常に重要と答えた項目は次のようになる。

- ・ 5割台の支持を集めた項目 「身の回りのことが自分でできる」「生き方を自分で選択できる」

女性の自立について「非常に重要」だという回答率が過半数を超したのはこの2項目だけだった。8割台、7割台という高得点項目はゼロである。逆に過半数を割った項目中、4割台、あるいはそれ以下の支持しか集めなかったのは次のようなものだった。

- ・ 4割台の支持を集めた項目 「自活ができる」「信念をもっている」「自分の考えで行動できる」「相手の立場を尊重する」「自分の考えが表現できる」「家庭を守る」「他人と協調できる」
- ・ 3割台の支持を集めた項目 「育児ができる」「家事ができる」「職業に従事する」「やりたいことをやりとげる」
- ・ 1割台の支持しか集まらなかった項目 「家族を経済的に支える」「政治に関心をもつ」

回答者は女性だということを頭に入れておいていただきたい。1990年代は女性の自立が叫ばれ、同時に男性の生活者としての自立の必要性も説かれるようになったが、首都東京の女性たちは今で言うイクメンとかカジメンを男性の自立要件には入れていなかった。一方、女性の自立要件は男性に比べるとバラつきが大きく、「職業に従事する」とか「家族を経済的に支える」「政治に関心をもつ」は重要ではないと考え、さらには日ごろ担っている家事育児も女性の自立にとっては重要ではないと考える人が少なくなかった。

男性については職業を持ち家族を経済的に支えることが男の自立要件とみ

なし、家庭内で女性が行っていることは女性自身、自立とは考えていなかった。報告書は、男性中心社会では「男性の行う職業活動には高い評価が与えられるが、女性が行う家事育児は社会的に評価されることが少ない。こうしたことが、女性に家事育児を自立要件として考えにくくさせている」と分析する。

自立と言えば「男性の状態を想定する人が大半を占める」のが当時の東京の女性の発想で、それゆえ「多くの女性は自立概念を男性を基準に考えて」おり、「女性独自の自立の仕方があるとは考えていない」。家事や育児を自立要件として女性自身が考えていないことは、こうした傾向の現れとも言える。

この調査自体は、1990年代前半のもの、男女共同参画社会基本法が制定される以前のものである。「男は仕事、女は家庭」という考え方には異を唱える女性が多かったものの、自立とは何かといった各論になると、性別役割分担の克服までには至っていなかった。そして現在もこうした意識を引きずっている女性が少なくないし、一方、男性も固定的性別役割分担意識の解消という理念は理解しつつも、現実となると家周りは妻任せ組が少なくないのである。

時代の掛け声と現実とのギャップ、具体的には性別役割分担の克服は大きな課題ではあるものの、揺り動かすまでには至っていない現実がデンと居座る中での男女共同参画推進の難しさを、政府もよく知っていた。

1999年版男女共同参画白書は、「男女共同参画を実現するに当たっての大きな障害の1つは、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識である」と書いている。そうした状況を打開するため、「男女共同参画が自らの生活に深くかかわる問題」だという認識を広く浸透させようと、政府は全国の人権擁護機関や地方公共団体、NGO等との連携の下、広報、啓発活動や男性、若年層への働きかけを行った。

## 4 2002年ごろから逆の風も吹き始めていた

1970年代は7割、8割と高支持率だった固定的性別役割分担も、その後は北京での国連・世界女性会議、男女共同参画社会基本法の制定等を経る中で「反対」「同感しない」男女が増える。むろん経済変動やバックラッシュという名の男女共同参画批判の高まり等を経る中でのブレはあったものの、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の支持率は減少傾向にある。

そうした中、2007年7月開催の男女共同参画会議の下部組織、第30回基本問題専門調査会で男女共同参画の地域レベルの推進策に関する議論が行われる。当時、基本問題専門調査会会長代理という肩書だった私も出席して意見を述べた。

「地方に行きますと、最近はかつてのように男女共同参画をおおらかに語れないといった声をよく聞きます。そうだとすれば、どこに原因があるのだろうかといったようなことを議論する必要がある。そういう意味でも基本問題専門調査会で地域と男女共同参画について議論を重ねる意義はあると思います」。

「(男女共同参画に関する)市民の理解をどう深めればいいのか。身近な問題としては、男女共同参画の理念が地域に浸透しているのかどうかということ。男女共同参画を語る人やセンターに出入りする人は『特殊な人だ』という言われ方もします。男女共同参画に関する話題は、エリートの関心事だといった批判も、基本計画の策定時に地方の公聴会などに行くときよく聞いたものでした。さらには『自治体が騒いでいるだけ』だといった趣旨の批判、『しょせん官製フェミニズムだ』という批判。そういう批判がまだ、根強く残っている感じもします」。

「それから今、非正規雇用の問題が大きくクローズアップされております。こういう問題ももう少し男女共同参画と結び付けた議論になれば、男女共同参画も理解しやすくなるし、現実味も帯びると思いますが、そうし

たアプローチも不在です。高度経済成長期に形成された固定的な性別役割分担は合理性を喪失していると思うのですが、いまだにその幻想にこだわっているような風潮もあるわけです。そういう中だからこそ、男女共同参画に携わる人たちは、戦略的に『だからこそ男女共同参画社会の形成が必要なのだ』と、議論を喚起していく必要があると思っています」(内閣府男女共同参画局ホームページから要約抜粋)。

2007年の基本問題専門調査会で私がこのような発言をした当時の時代背景を、少し説明しておく必要があります。

2000年になると、都道府県も競うように男女共同参画条例の制定にいそしんだ。当時、新聞社の論説委員をしていた私は社説執筆のため関係者に話を聞いたりしたが、中には男女共同参画条例の制定をいかに時代が要請しているかを力説する知事もいた。2003年10月時点では、47都道府県中、男女共同参画条例が制定されていないのは、1府3県のみとなっていた。

時代が変わることを肌身で感じたが、実は2002年ごろから風向きが少し変わっていた。男女共同参画に対する誤解、曲解、批判等が徐々に大きな声になり、条文などに議会や住民の一部から厳しい注目が付くようになっていた。その象徴とも言うべき例が、千葉県の男女共同参画条例策定にまつわる紆余曲折だろう。

千葉県が制定予定だった条例案(2002年9月県議会に提案)は2003年2月県議会でも継続審議になり、その後廃案になった。現在、千葉県は47都道府県で唯一、男女共同参画条例を持っていない。当時、私も条例制定部会の専門委員として議論に加わっていた。私たちの答申に基づく条例案が当時の同県与党からノーと言われた背景には、男女は生物学的機能に差があるから社会的役割にも違いがあるという男女特性論へのこだわりがあったからだろう。私は男女共同参画とはそうではなく、女性が伝統的な性別役割分担に基づいて社会的役割を固定化されてきたことから生じた様々な弊害に対し、異論を唱えたことが出発点になっていると認識している。

## 5 課題解決の役に立つ男女共同参画をアピール

地域の男女共同参画をどう進めるかはその後も基本問題専門調査会で議論を重ね、2008年10月に「地域における男女共同参画推進の今後のあり方について」と題した報告書にまとめる。報告書の概要をまとめると、次のようになる。

### ①地域の男女共同参画の現状

- ・ 固定的性別役割分担意識が未だに根強い
- ・ 問題解決の取組みに男女共同参画の視点が十分に生かされていない
- ・ 地域の活動の参加に性別、世代の隔たりがある
- ・ 地域では女性が実際に活躍できる場が乏しい
- ・ 地方公共団体では男女共同参画に関する推進体制が必ずしも十分ではない

### ②地方の男女共同参画推進の方向性

- ・ 意識啓発や知識習得を中心にした従来の取組みから、課題解決型の実践的取組みを中心にした男女共同参画の第2ステージへの移行を図る
- ・ 地域の課題を男女共同参画の視点を活かして解決するには、地方公共団体、男女共同参画センターと課題解決に有効なノウハウ、つながりを持つ多様な主体との連携、協働の推進が不可欠。課題解決のための実践的活動への参加は、女性のエンパワーメントを可能にする
- ・ 多様な立場の人々が地域活動に参加できるように、地域全体でワーク・ライフ・バランスを進め、活動に参加しやすい環境を整える

### ③地方公共団体の役割

- ・ 地方公共団体の施策全般に男女共同参画の視点を取込み、部局横断的な施策・事業を積極的に企画・実施していく必要がある

### ④男女共同参画センターの役割

- ・ 課題解決型で実践的な活動につながる知識習得や意識啓発

## I 女性活躍と地方創生

- ・ 地域、地域に住み人々の課題の的確な把握
- ・ 地域の多様な団体等との連携、協働やネットワークのコーディネート
- ・ 実践的な活動に通じた人材の発掘・確保・育成

全体を通じて言えることは、2008年当時、男女共同参画が課題解決に役立つセカンドステージに入ったという認識である。この考えは、2012年12月に閣議決定される第3次計画全体を通じての視点でもある。相も変わらず男女共同参画とは何かといった議論にうつつを抜かしている時ではない、男女共同参画のフィルターを通して役に立つこと、解決できる課題がたくさんあるはずだ、という認識だ。

第3次計画は「第1部 基本的な方針」の中の「第3次基本計画策定に当たっての基本的考え方」として「地域における身近な男女共同参画の推進」は次のように書いている。

「地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の家族形態の変化などの中で、地域力を高めていくためには、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要であり、また、人々に最も身近な暮らしの場である地域における様々な取組みが不可欠である」

ここで言う、性別を問わず、だれもが「出番と居場所のある地域社会」の形成は、現在にも通じる課題である。

さて、このあたりで第4次計画の「第4分野 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進」の「基本的考え方」を見ておこう。

「これまで、高齢者福祉や子育て、防災・防犯活動、環境活動等、地域で行われる様々な活動は、専業主婦をはじめとした女性が多く担ってきた。しかしながら、PTAや自治会・町内会等、地域団体における会長等の役職については、もう一方の支え手である自営業や職を退いた男性がその多くを占めている。若い世代の男性等、多様な住民の活動への参画とリーダーとしての女性の参画を拡大し、地域活動における男女共同参画を推進する。…地方から都市部への人口流出は、特に若年女性に顕著であるが、女性の活躍の場が創出されることで、女性がその地域に魅力を感じ、居場所を見出し、定住

することにつながっていく。この好循環を地域で創り出していく必要があるため、地域ぐるみで女性の活躍を推進していく体制整備等により、地域活性化に向けた地域における女性の活躍を推進する」。

これを、第3次計画の「第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」の「基本的考え方」と比較してみる。

「(地域での) 男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要である。地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっている。…地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や特定の性や年齢層で担われている分野への男女双方の参画(地域おこし・まちづくり・観光、消防団等防災分野への女性の参画、子育て支援活動への男性の参画等)により、男女共同参画の視点を反映させることが必要である。このため、男女共同参画についての意識啓発を更に進めるとともに、課題解決型実践的活動への移行を推進する。男女共同参画の視点に立った地域や分野横断的なネットワークの構築、地域の男女共同参画拠点の活性化、地方公共団体における男女共同参画行政の積極的推進等を図り、全ての人々にとって身近な男女共同参画を推進する」。

両者を比較すると、地方の男女共同参画の推進は、第3次計画は「男女共同参画の視点」を強調しているのに対し、第4次計画は女性の活躍推進色が強いことがわかる。第4次計画の策定時にはこのことをあまり認識しなかったし、それゆえ、その是非についても議論はしなかった。だが、地域団体の会長職等は自営業や定年退職男性が多く占めている中で、女性や若い世代の男性がリーダーとしての参画を拡大していくことは、実現の難しさはあるが望むことではある。

## 6 標語の域を脱しきれない固定的性別役割分担意識の解消

先に東京都の女性の自立論を紹介したが、現在はどうなっているのだろうか

か。自治体に特徴的な性別役割分担意識を探ってみたい。手掛かりは内閣府が実施した「地域における女性の活躍に関する意識調査」(2015年)。この調査の面白いところは、「自分の家庭の理想は、『夫が外で働き、妻が家を守る』ことだ」と、「自分の家庭に限らず一般に、『夫が外で働き、妻が家を守る』べきだ」という2つの質問項目を持っている点である。

前者は「我が家の理想としては妻は家にいて家事を行い、夫にはしっかり働いてもらって生活がなりたつこと」と、平たく言えば、そんな意味だろう。後者は一般論として性別役割分担をどう思うか、という質問だが、回答は理想論と一般論とではっきり分かれた。

理想論としては男女共に、「夫が外で働き、妻が家を守る」べきだと思っている人が、女性全体では43.9%、男性は44.4%もいることだ(「そう思わない」「あまりそう思わない」女性は56.0%、男性55.6%)。東京都の女性の支持率は、45.5%だった。女性の支持率が3割台と平均より低かった自治体は、岩手、山形、富山、福井、長野、静岡、島根、高知、沖縄の各県だった。男女ともに3割台の自治体は、岩手、長野、島根、沖縄の4県である。

一般論の支持率はどうかといえば、性別役割分担のそれは低かった。一般論として「夫が外で働き、妻が家を守る」べきだと思っている女性は全体で27.6%、男性は35.8%(支持しない女性は72.4%、男性は64.3%)。女性は大半の自治体が支持率2割台で、東京都の女性のそれは29.7%だった。

このように一般論としての性別役割分担は否定的な人が圧倒的に多いものの、「家事や子育ては、女性が行った方がよい」は男女双方の支持率が高いのである。女性のそれは46.8%、男性は55.5%という具合だ。こうした結果から大胆な推察を試みれば、男女共同参画社会基本法が施行になってから20年近くが経つ中で、性別役割分担は問題ありということはわかっているものの、家事・子育てのような各論になると、それは女性の仕事と考えてしまう人が男女共に多いということだろう。

あるいは夫の稼ぎを補てんする目的で働く女性の心中を推し量ってみれば、「理想としては専業主婦をしたいのよね」という辺りが本音なのではな

いか。そうも言うてはられないのは、夫の収入が減少傾向をたどり、妻の稼ぎへの依存度が高まっているからだ。

いずれにしても、性別役割分担の克服は難しい課題である。「固定的性別役割分担意識の解消」は、標語の域を脱しきれていない。

## 7 「妻・2時間早め帰宅」のままでいいのか

東京都が2016年にまとめた『東京都女性活躍推進白書』によると、夫の平均帰宅時間は20時28分、妻は18時37分で、いずれも全国で最も遅い。妻は夫よりも2時間早く帰宅している点が、性別役割分担を象徴する時間と見ることができる。この「2時間」の間に、夕食の支度や保育所への子どもの迎え、家周りの掃除、洗濯、子どもとの会話等々、多忙なひと時を過ごす。「2時間」がなければ、家、地域との付き合い等は回転しない。

東京都が1992年に公表した「女性の自立に関する研究」でも明らかにしたように、当時の東京都の女性は「育児ができる」「家事ができる」「職業に従事する」「家族を経済的に支える」ことなどを、女性の自立要因とは考えていなかった。それらは出来て当たり前、やって当たり前のことだからだろう。それは今も続いており、例えば「家事や子育ては、女性が行った方がよい」と考える女性は東京都の場合、52.0%を占める（全国平均は46.8%、内閣府「地域における女性の活躍に関する意識調査」、2015年）。その象徴が2時間早めの帰宅なのである。そしてこの傾向は大なり小なり、日本全体に当てはまる。

女性活躍推進法に基づく事業主行動計画策定指針も、女性の活躍が十分に達成できていない背景として「固定的な性別役割分担意識と、それと結びついた長時間労働等の働き方」を挙げている。長時間労働については政府も働き方改革等の議論を通じ、解消の模索を図っている。最後に残る難問は固定的な性別役割分担意識の解消だろう。

では、難問解消の道筋をどうつけるのか。東京都の調査が明らかにした「2

時間格差」を維持し続けるのか、あるいは男女対等な、五分と五分に近い関係の構築を目指すのか。今後は、こうした議論が必要になる。2時間格差を是認するのであれば、夫の家事・育児は「分担する」ではなく「手伝う」程度で、主たる担い手は従来どおり、妻ということになる。夫はしっかり稼げばいい、という、これまた従来型の存在であり続けるが、法律にまで顔をのぞかせる性別役割分担意識の解消とはそのレベルでいいのかどうか。

女性活躍推進法第2条にはこうある。「性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮」した上で、「個性と能力が十分に発揮できるようにすること」。そして女性の活躍推進は「家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に」、「男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない」というのである。職場でも家庭でも、性別役割分担が横行しては女性の活躍などありえないというのが私の解釈だ。

男女共同参画社会基本法など理念法ならいざ知らず、個別法で、「基本原則」にここまではっきりと固定的性別役割分担にノーを突きつけた例を知らない。この「基本原則」をどう職場や家庭、地域に取込めばいいのか。建前は「男性は仕事、女性は家庭」に反対ではあっても、現実には家周りは女の役目と男女を問わず受け止めてきたことは、本稿で分析してきたとおりである。世代が変わればという指摘もあるが、若い世代はネット等を通じての影響か、男女特性論を振りかざす向きも少なくない。

2017年版の『労働経済白書』（厚生労働省）は、正社員の長時間労働が依然、深刻であることを指摘している。働き方改革も一筋縄ではいかないということだが、それ以上に固定的性別役割分担を揺り動かすのは難問だ。本稿では「地方」を主語に論考を進めてきたが、それは冒頭で指摘したように、男女共同参画は地方に根を下ろしてこそ本物だと思うからである。そのためにも地方の男女共同参画センター等を通じ、固定的性別役割分担意識の解消をどう進めるか、議論の輪を広げていただきたい。

難問だからと敬遠しては、いつまでたっても男女共同参画社会の形成というゴールには到達しない。そして、2時間格差を是認するのであれば、男性は正社員、女性は非正社員という構図は今後も変わらない。女性活躍推進事業の展開で出会った中小企業の役員は、夫の賃金が安いので、今後は夫婦ともに正社員で働く時代が来ると断言していたが、そうであればなお更、家事・育児・介護等の負担を妻に押し付け、夫は「気が向いた時に手伝う」辺りでは済まなくなる。夫婦関係の破綻にもつながりかねない。

(かしま・たかし 一般財団法人女性労働協会会長・前男女共同参画会議議員)